

和歌山県 御坊市地域おこし協力隊募集要項

1. 募集背景（観光関連）

本市は、緑の大地とそれをうるおす清流などの自然のほか、山の幸・海の幸が多数あり、また「花のまちごぼう」の名に相応しく、色とりどりの花が咲きほこるまちです。

本市では、キャンピングカーの聖地を目指している「野口オートキャンプ場」や大地の恵みを味わい・愛でることができる「観光農園」、歴史ロマンが息づいている「寺内町」など、自然や歴史・文化を活用した体験型観光の開発や、魅力を伝える語り部の育成など観光資源の充実に取り組むとともに、「飛鳥Ⅱ」や「にっぽん丸」などの大型クルーズ客船を日高港に誘致し、交流人口の増加を図ってきました。

近年は、旅行の個人化が進み、旅先でしか経験できない付加価値を求める傾向が強くなってきており、引き続き特色ある体験型観光の開発や地域周遊につなげる工夫を行い、観光地としての魅力の向上に努める必要があります。

本市では、地域の方々と同じ視点に立って、また時には外からの視点を持って『御坊市のいいところ』の発掘・開発・発信に取り組んでいただける方を募集します。

2. 募集人数

1名

3. 募集条件

- (1) 応募時に3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域）に居住していて、隊員として採用された場合は、御坊市内に居住し、住民票を異動させることができる方（家族での居住も可能）
- (2) 年齢20歳以上、40歳未満の方（令和7年4月1日時点）
- (3) 本事業終了後も引き続き本市に定住する意思のある方
- (4) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができる方
- (5) 普通自動車運転免許を持っている方

- (6) パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で誠実に職務ができる方
- (8) 活動に際して、市の条例、規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

4. 業務内容

(1) 観光振興、観光資源の発掘に係る活動

- ・ 観光農園の魅力開発、PR
- ・ キャンプ場の魅力開発、ゴルフ場・カヤックの受入及びこれらのPR
- ・ S i o トープ開発
- ・ 花のまちのPR
- ・ 宮子姫・みーやちゃんのPR
- ・ 寺内町観光開発
- ・ クルーズ客船受入に係る企画調整 等

(2) 活動に係る情報発信

※ 活動の詳細は、協議のうえで決定します。

5. 活動地域

御坊市内を中心に、活動内容によっては市外での活動もあります。

6. 採用形態

パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）として市が直接任用します。

7. 任用期間

任用した日から同年度の年度末まで

※うち任用した日から1か月は、条件付採用期間となります。

※任用の日を起算日として最長3年まで更新を行うことができます。

※協力隊として相応しくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解く

ことができるものとします。

8. 活動時間

勤務時間：8時30分から17時まで（休憩1時間あり） 4週8休

週37時間30分 勤務日は応相談

※業務の状況によっては、土日・祝日の勤務もあります。休日に出勤した場合は、必要に応じ所属長が別途、休日を定めます。

9. 勤務地

御坊市役所 産業振興課内（和歌山県御坊市藺 350 番地 2）

10. 報酬

(1) 月額：190,000円（支給日：翌月16日）

(2) 期末手当：6月、12月

※初年度及び勤務開始時期によって満額ではない場合があります。

11. 福利厚生等

アパートなどの家賃、活動に係る車両燃料費、活動旅費、研修費、その他隊員の活動に必要な経費は、予算の範囲内において活動費から支出します。

住居	民間の賃貸住宅を不動産業者と市で契約し、市が借上料として支払います。（月額50,000円が上限） ただし、敷金、礼金、光熱水費等は隊員の自己負担となります。
車両	活動に使用する自動車は、市公用車を用意します。
燃料費	活動に必要な燃料費は、予算の範囲内において負担します。
その他 活動費用等	勤務時間中、使用するパソコン及びプリンターは、市の備品を貸与します。 研修参加に伴う参加費及び旅費その他隊員としての活動に必要な経費は、事前に協議し、予算の範囲内で対応します。

社会保険等	市で健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。（保険料等は、報酬から控除されます。） 通勤費用弁償（手当）：通勤距離が片道 2km 以上の場合、支給します。年に 1 回（10 月末頃）、健康診断を実施します。
休暇等	初年度は、6 か月経過後に年次有給休暇を 10 日付与します。 ※条件付採用期間終了の翌日から 5 か月の期間について、別途 3 日付与します。 その他、特別休暇（服喪休暇、結婚休暇等）があります。
兼業	市と隊員が協議のうえ、協力隊活動に支障がない範囲で、市長が認めた場合に限りします。

12. 応募方法

(1) 提出書類

- ・ 御坊市地域おこし協力隊申込書 1 部
- ・ 住民票抄本 1 部 （原本・応募受付開始日以降のもの）
- ・ 普通自動車運転許可証のコピー（両面）

(2) 提出先

「15. 問い合わせ先」を参照ください。

13. 応募受付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで

※期間終了後も採用候補者が決定していない場合は、応募期間を延長します。

14. 審査方法

○一次審査：書類審査

結果は、7 月中旬に通知します。（応募時期により異なります。）

○二次審査：面談試験

予定：7月下旬（応募時期により異なります。）

※日時は確定次第、連絡します。

場所：御坊市役所

※二次審査に要する経費（面談等の交通費等）は、すべて応募者の負担となります。

※結果は、8月上旬に通知します。（応募時期により異なります。）

15. 問い合わせ先

〒644-8686

和歌山県御坊市藺350番地2

御坊市役所企画政策部企画政策課

TEL：0738-23-5518

E-mail：kikaku@city.gobo.lg.jp

16. 留意事項

- (1) 提出された書類は、一切返却できません。また、提出された個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。
- (2) 審査の通過及び結果に関する問い合わせには応じられません。
- (3) 不明な点がある場合は、週休日及び祝日法による休日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時15分の間に「15.問い合わせ先」にお問い合わせください。